

第3款 新交通事業資本的収入	2,821,000千円
第1項 企業債	2,684,000千円
第2項 一般会計出資金	137,000千円
収入合計	9,169,000千円
支出	
第1款 自動車運送事業資本的支出	6,300,000千円
第1項 建設改良費	6,300,000千円
第2款 軌道事業資本的支出	128,000千円
第1項 建設改良費	128,000千円
第3款 新交通事業資本的支出	4,685,000千円
第1項 建設改良費	685,000千円
第2項 企業債償還金	4,000,000千円
支出合計	11,113,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	令和4年度～令和5年度	6,798,000千円
自動車補修事業	令和4年度～令和5年度	30,000千円
軌道改良事業	令和4年度～令和5年度	200,000千円
軌道補修事業	令和4年度	57,000千円
軌道受託工事	令和4年度～令和5年度	7,504,000千円
新交通改良事業	令和4年度～令和6年度	3,019,000千円
新交通補修事業	令和4年度	176,000千円
新交通維持管理事業	令和4年度	132,000千円
合 計		17,916,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業	6,776,000千円
借換資	2,136,000千円
合 計	8,912,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は13,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,435,466千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は354,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
車両	乗合自動車	140両

令和3年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1,174両
2 年間走行距離	126,499km
3 年間輸送人員	904,736千人
4 一日平均輸送人員	2,478,729人
5 主要な建設改良事業 大江戸線環状部施設買取	28,626,787千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	161,476,000千円
第1項 営業収益	147,297,000千円
第2項 営業外収益	14,179,000千円
収入合計	161,476,000千円

支出

第1款 高速電車事業費	157,303,000千円
第1項 営業費用	146,844,000千円
第2項 営業外費用	10,459,000千円
支出合計	157,303,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額60,716,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	71,526,000千円
第1項 企業債	36,000,000千円
第2項 一般会計出資金	18,190,000千円
第3項 国庫補助金	1,606,700千円
第4項 一般会計補助金	1,785,507千円
第5項 投資償還金収入	3,000,000千円
第6項 有価証券償還金収入	9,000,000千円
第7項 貸付金返還金	1,912,000千円
第8項 雑収入	31,793千円
収入合計	71,526,000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	132,242,000千円
第1項 建設改良費	93,927,000千円
第2項 企業債償還金	26,285,000千円
第3項 投資	12,000,000千円
第4項 雑支出	30,000千円
支出合計	132,242,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	令和4年度～令和7年度	39,704,000千円
地下鉄補修事業	令和4年度～令和7年度	6,548,000千円

地下鉄受託工事	令和4年度～令和7年度	5,406,000千円
合 計		51,658,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業	34,297,000千円
地下鉄特例債	1,703,000千円
合 計	36,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を

発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は46,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は4,763,507千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,125,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
工作物	地下鉄施設	一式

令和3年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	114,874MWh
3 一日平均販売電力量	314,723kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	1,655,000千円
第1項 営業収益	1,626,000千円
第2項 営業外収益	29,000千円
収入合計	1,655,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,410,000千円
第1項 営業費用	1,248,000千円
第2項 営業外費用	162,000千円
支出合計	1,410,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	134,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	134,000千円
支出合計	134,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
発電改良事業	令和4年度	132,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

令和3年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1,523,510,000m ³
2 一日平均配水量	4,174,000m ³
3 給水件数	7,885,000件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	15,300,000千円
送配水施設整備事業	152,200,000千円
給水設備整備事業	10,500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	364,385,000千円
第1項 営業収益	349,812,000千円
第2項 営業外収益	14,099,000千円
第3項 特別利益	474,000千円
収入合計	364,385,000千円

支出

第1款 水道経営費	351,474,000千円
第1項 営業費用	335,244,000千円
第2項 営業外費用	16,230,000千円